

建築行政共用データベースシステム連絡協議会

平成26年度第1回企画改善部会・基準法システムWG 議事録(案)

日時：平成27年1月13日(火) 14:00~16:00

場所：神奈川県県土整備局建築住宅部建築指導課 打ち合わせスペース

資料：【資料1】実証実験における運用ルール

【資料2】第1回企画改善部会議事録(案)

【資料3】神奈川県 通知・報告配信システム実証実験に係るQA

出席：神奈川県県土整備局建築住宅部建築指導課 小川さま

事務局(ICBA) 久保、荘野(記)

議事：通知・報告配信システム実証実験の方法(運用方法)の確認

今後のスケジュール

総括：神奈川県各土木事務所との運用方法の調整等で生じた疑問点を整理した。

実証実験に向け神奈川県としての運用方法等を検討。

主な意見等

1. 県内部の法的手続きの整理について

- ・「神奈川県電子情報等の利用に係る行政文書事務の特例を定める規程」(以下単に「規程」)第2条に基づき、システムを「指定」する必要がある。指定すべきシステムは、用紙に出力した文書を原本として事務処理を行う場合を除いて、第5条によりオンライン化システムで内容を確認できる文書を作成する必要があるため、「通知・報告配信 S」だけではなく「台帳・帳簿登録閲覧システム」も含める必要があるのではないかと考えている。(神奈川県)  
→システムの仕様を照らすと含めるのがよいと思われる。(事務局)
- ・規程第3条で「電子情報の到達の有無を定期的に確認する」となっているので、指定機関から「データ送信リスト」が必要ではないかと思っている。なお、現在の紙送付においては、送付物件リストは求めている。(神奈川県)  
→到達の有無はシステム上で確認できることから、データ送信リストは不要なのではないか。(事務局)
- ・規程にかかわらず、データの送信漏れを確認するためにも必要ではないか。  
→さいたま市の運用ではどのようにしているか確認する。(事務局)

2. 各土木事務所との運用方法等の調整について

- ・確認申請書4面・5面のデータ形式はx m lでなくP D Fとなる可能性があるので、指定確認検査機関の状況を確認する。(事務局)
- ・建築計画概要書に朱書き訂正が発生した場合の手続きについて、予め検討しておく必要がある。そこでまず、現在朱書き訂正がどのように行われているか(各土木の担当が直接朱書きを入れるのか、指定機関に再送付を求めているか)を確認する。(神奈川県)

### 3. その他

- ・実証実験は、現段階では全土木事務所で行う前提で運用方法等を検討している。
- ・業務への影響を考慮し、あえて送信件数の少ない指定確認検査機関に実証実験の協力を求める可能性もある（神奈川県）。
- ・実証実験前に、各土木に対して ICBA により操作説明を実施することも可能。  
各土木の実機を利用する方法、ICBA 会議室を利用する方法等いずれも対応可能（事務局）。

以上